

S C A T 国際会議助成応募要領

一般財団法人テレコム先端技術研究支援センター

1. 国際会議助成の趣旨

わが国は、低炭素社会の実現、少子高齢化対策、感染症対策など社会体制の大きな変革が求められています。こうした困難な課題を解決するために情報通信技術が果たすべき役割はますます高まっており、先端的な情報通信技術の研究開発の重要性が増大しています。先端的な研究には研究者自身の独創性が求められるとともに、第一線の研究者相互の研究交流が欠かせません。当センターでは、このような認識のもとに、情報通信技術分野の研究交流の促進を目的として、情報通信技術分野に関する国際会議に対して開催費の助成を行います。

2. 国際会議助成の対象等

先端的な情報通信技術分野に関する国際会議を対象とし、原則小規模なものから優先的に助成します。

3. 応募資格

(1) 国際会議の条件

令和6年4月～令和7年3月に開催され、内国法人及びそれに準じる任意団体が主催する、国内外で開催される国際会議（注）であって、海外の参加予定者が全参加予定者の20%以上である会議とします。

（注）新しい国際会議を設立するための準備会合を含む。なお例えば、IEEE ○○会議は外国法人の日本支部が主催する会議とみなします。

(2) 応募者の資格

国際会議を主催する日本の学会、研究グループなどの開催責任者とします。

4. 助成額および採用予定数

1件当たり25万円以下とし、20数件程度の採用を予定しています。

5. 助成金支給時期および支給方法

支給時期は原則として国際会議開催直前とします。なお、助成金は助成対象者が指定する銀行口座（原則として法人名義）に振り込みます。

6. 助成対象者の義務

- (1) 国際会議終了後、会議開催結果報告（会議内容、収支結果）を提出していただきます。なお、会議内容は当センターの年次報告書に掲載し公開させていただきます。
- (2) 国際会議開催時には、原則として一般財団法人テレコム先端技術研究支援センター（SCAT）から助成を受けた旨をプログラムなどに明示していただきます。
- (3) 助成金は、国際会議の開催に直接必要な経費にのみ使用していただきます。

7. 応募方法

(1) 応募書類の入手方法

応募書類は、当センターのホームページからダウンロードしてください。ダウンロードできない方は、下記の当センター窓口までご請求ください。

〒162-0067 東京都新宿区富久町 16-5 新宿高砂ビル
一般財団法人テレコム先端技術研究支援センター 事業部
TEL (03)3351-8148 FAX (03)3351-1624
E-mail: scatjosei@scat.or.jp
<https://www.scat.or.jp>

(2) 応募に必要な書類と提出方法

応募に当たっては、以下の書類を当センター宛に E-mail の添付ファイルにて送付してください。添付ファイルはPDF化しないでください。

件名は「2023SCAT 国際会議応募（所属機関名 連絡担当者名）」としてください。

- ① SCAT 国際会議助成申込書 1部

(3) 応募期間

令和5年8月1日（火）～令和5年10月31日（火）

（E-mail 最終日の送付日時有効）

(4) 応募書類の提出先

E-mail 送付先は、前記7.(1) の応募書類の請求窓口と同じです。

8. 審査

審査は提出された応募書類により行い、助成対象者及び助成額は当センターが設置した研究助成審査委員会で決定します。

9. 審査結果

助成対象者への採否の結果は、令和6年3月に応募者（連絡担当者）にお知らせします。

10. 資金の管理

- (1) 本助成は、運営収支が黒字になることを前提とした国際会議に資することはできません。
- (2) 国際会議終了後に余剰金が生じた場合、余剰金を次年度以降の開催費用に繰り越すことができます。助成金の全部又は一部を返還していただく必要はありません。ただし余剰金を本会議主催者の上部団体の会計に計上することはできません。

11. その他

- (1) 提出された書類は返却いたしません。
- (2) 応募書類は個人情報保護に留意し、国際会議助成事業を遂行する範囲でのみ使用します。
- (3) 審査の経過及び内容に関するお問い合わせには応じられません。
- (4) 助成金を目的外に使用したり、国際会議の開催を中止及び翌年度以降へ延期したりした場合は、助成金を返還していただきます。
- (5) 助成対象国際会議を当センターのホームページ及びSCATフォーラム(会員向け情報提供)に掲載させていただきます。掲載項目は国際会議名、主催者名、開催責任者名、参加者数、開催期間・場所及び助成額です。
- (6) その他、お問い合わせは、前記7.(1)項の応募書類の請求窓口にお願いします。

以上